

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第36号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>条例第2条第6号に規定する規則で定める施設</u>) 第2条 <u>条例第2条第6号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</u> (1)～(3) 略</p> <p>(<u>条例第3条の2に規定する規則で定める整備基準</u>) 第2条の2 <u>条例第3条の2に規定する規則で定める整備基準は、次条から第2条の14までに定めるところによる。</u></p> <p>(<u>位置の選定</u>) 第2条の3 <u>県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。</u></p> <p>(<u>敷地の安全等</u>) 第2条の4 <u>敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 <u>敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。</u></p> <p>(<u>住棟等の基準</u>) 第2条の5 <u>住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシー</u></p>	<p>(<u>条例第2条第5号に規定する規則で定める施設</u>) 第2条 <u>条例第2条第5号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</u> (1)～(3) 略</p>

一の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮して配置するものとする。

(住宅の基準)

第2条の6 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。

(住戸の基準)

第2条の7 県営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とするものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

(住戸内の各部)

第2条の8 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

(共用部分)

第2条の9 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

(附帯施設)

第2条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮するものとする。

(児童遊園)

第2条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものであるものとする。

(集会所)

第2条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものであるものとする。

(広場及び緑地)

第2条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮するものとする。

(通路)

第2条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

(条例第5条第6号に規定する規則で定める事由)

第3条 略

(条例第5条第6号に規定する規則で定める事由)

第3条 条例第5条第6号に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般県営住宅等の入居者が特別県営住宅又は特定公共賃貸住宅への入居を希望すること。
- (2)・(3) 略

(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)

第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの

- (1) 一般県営住宅の入居者が特別県営住宅又は特定公共賃貸住宅への入居を希望すること。
- (2)・(3) 略

ア 配偶者暴力防止法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める額)

第4条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

県営住宅の種類	区分	入居者の収入の額
一般県営住宅等	次条に規定する場合	214,000円
	その他の場合	158,000円
特別県営住宅	略	
	高松元山団地	158,000円以上

(条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合)

第4条の2 条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるものがある場合

ア 身体障害 第3条の2第2号アに規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者又は同居者に第3条の2第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合

(3) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(4) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める収入)

第4条 条例第6条第1項第3号に規定する規則で定める収入は、次の表の左欄及び中欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める収入とする。

県営住宅の種類	区分	入居者の収入
一般県営住宅	公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第23条第2号イに掲げる場合	214,000円以下
	その他の場合	158,000円以下
	略	
特別県営住宅	略	
	高松元山団地	173,000円以上

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 略

(1)～(6) 略

(7) 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定による命令が発せられた場合において、保護の対象となる配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(8)～(10) 略

(承継入居の承認)

第11条 略

2 略

(1) 当該承継者の公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)第16条第1項(条例第33条において準用する場合を含む。)に規定する収入の申告に基づき認定された収入が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。

(2)・(3) 略

(条例第12条第1項第1号に規定する規則で定めるやむを得ない事情)

第11条の2 条例第12条第1項第1号に規定するやむを得ない事情は、県内に居住し、又は勤務する者を連帯保証人とすることができない場合において、入居の許可又は承継入居の承認を受けた者の3親等内の県外に居住し、又は勤務する親族を連帯保証人とすることとする。

(連帯保証人の変更の承認の申請)

第12条 略

(家賃の減額)

第14条の2 略

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(6) 略

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)第10条第1項の規定による命令が発せられた場合において、保護の対象となる配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(8)～(10) 略

(承継入居の承認)

第11条 略

2 知事は、次の各号(特定公共賃貸住宅にあつては、第1号を除く。)のいずれかに該当するときは、条例第11条第1項の承認をしてはならない。ただし、当該承継者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより当該承継者が引き続き県営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該承継者の法第16条第1項に規定する収入の申告に基づき認定された収入が令第9条第1項に規定する金額を超えるとき。

(2)・(3) 略

(連帯保証人の変更の承認の申請)

第12条 略

(家賃の減額)

第14条の2 知事は、入居者又は入居予定者が次の各号のいずれかに該当す

(1) 生活保護法第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）を受けている者（疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されている者を含む。以下「住宅扶助受給者」という。）が属する世帯

(2)～(6) 略

2 略

（収入超過者に対する通知）

第15条 知事は、入居者が法第28条第1項又は第29条第1項（これらの規定を条例第33条において準用する場合を含む。）の規定に該当すると認めるときは、その旨を当該入居者に通知するものとする。

（同居の承認）

第19条 略

2 略

(1) 一般県営住宅等及び特別県営住宅にあっては、同居させようとする者を含めた入居者の収入が第4条に定める金額に該当しないとき。

(2)～(6) 略

（県営住宅管理人の職務）

第23条 略

(1)・(2) 略

(3) 県営住宅等の破損箇所の発見及び報告

(4) 略

（社会福祉法人等及び登録事業者による一般県営住宅等の使用許可の申請）

第26条 略

る世帯に属すると認めるときは、別表第3に掲げる基準により、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて減額する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）を受けている者（疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されている者を含む。以下「住宅扶助受給者」という。）が属する世帯

(2)～(6) 略

2 略

（収入超過者に対する通知）

第15条 知事は、入居者が法第28条第1項又は第29条第1項の規定に該当すると認めるときは、その旨を当該入居者に通知するものとする。

（同居の承認）

第19条 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第21条第2項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより同居させようとする者を当該県営住宅に居住させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1) 一般県営住宅及び特別県営住宅にあっては、同居させようとする者を含めた入居者の収入が第4条に定める金額に該当しないとき。

(2)～(6) 略

（県営住宅管理人の職務）

第23条 条例第27条第2項に規定する県営住宅管理人は、次に掲げる職務を行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の破損箇所の発見及び報告

(4) 略

（社会福祉法人等による一般県営住宅の使用許可の申請）

第26条 条例第31条第2項の規定による申請は、県営住宅使用許可申請書（第18号様式）を知事に提出して行わなければならない。

別表第1（第14条関係）

一般県営住宅等

入居者の区分	家賃（月額）
1 略	
2 法第28条第1項（ <u>条例第33条</u> において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者（3の項に掲げる入居者を除く。）	略
3 法第29条第1項（ <u>条例第33条</u> において準用する場合を含む。）の規定に該当する入居者	

備考

1 略

2 法第16条第1項（条例第33条において準用する場合を含む。）に規定する入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条（条例第33条において準用する場合を含む。）の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

3 入居者が、法第40条第1項の規定により新たに整備された一般県営住宅に入居する場合又は法第44条第3項の規定による一般県営住宅の用途の廃止による一般県営住宅の除却に伴い他の一般県営住宅等に入居する場合において、新たに入居する一般県営住宅等の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第11条及び第15条第2項の規定により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

特別県営住宅・特定公共賃貸住宅 略

別表第3（第14条の2関係）

区分	対象者	減額の内容
1 一般県営住宅等	略	
2 略		

備考 略

別表第1（第14条関係）

一般県営住宅

入居者の区分	家賃（月額）
1 略	
2 法第28条第1項の規定に該当する入居者（3の項に掲げる入居者を除く。）	略
3 法第29条第1項の規定に該当する入居者	

備考

1 略

2 法第16条第1項に規定する入居者からの収入の申告がない場合において、法第34条の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該入居者の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

3 入居者が、法第40条第1項の規定により新たに整備された一般県営住宅に入居する場合又は法第44条第3項の規定による一般県営住宅の用途の廃止による一般県営住宅の除却に伴い他の一般県営住宅に入居する場合において、新たに入居する一般県営住宅の家賃が従前の一般県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認められるときは、令第11条及び第15条第2項の規定により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

特別県営住宅・特定公共賃貸住宅 略

別表第3（第14条の2関係）

区分	対象者	減額の内容
1 一般県営住宅	略	
2 略		

備考 略

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）
県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- 一般入居用（抽選のみ）
 抽選後落選の場合登録する。（登録できる世帯のみ）
 登録入居（登録できる世帯のみ）

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。（裏面に詳細記入）
 申込者に県税の滞納がない。
 持家（申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの）がない。
 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住 宅 名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	〒□□□□-□□□□
	ふりがな	-----
	氏 名	-----
	電話番号	-----
	携帯（ ）	-----
	自宅・勤務先・その他（ ）	-----

世帯構成	申込者	同居しようとする親族	ふりがな	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
			氏 名					
	申込者		本人（申込者）			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込	<input type="checkbox"/> 60歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 原爆被爆者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> ハンセン病 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者
------	---

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯
--------	---

- 備考 1 該当する項目の□に△印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 3 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、単身申込及び裁量階層世帯の「60歳以上」に該当する者として取り扱います。
 4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

（裏面）

略

第1号様式（第7条、第8条の3関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄

年 月 日

- 一般入居用（抽選のみ）
 抽選後落選の場合登録する。（登録できる世帯のみ）
 登録入居（登録できる世帯のみ）

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。（裏面に詳細記入）
 申込者に県税の滞納がない。
 持家（申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの）がない。
 県営住宅、市町営住宅、都市機構住宅等に住んでいない。
 過去に県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住 宅 名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申 込 者	住 所	〒□□□□-□□□□
	ふりがな	-----
	氏 名	-----
	電話番号	-----
	携帯（ ）	-----
	自宅・勤務先・その他（ ）	-----

世帯構成	申込者	同居しようとする親族	ふりがな	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
			氏 名					
	申込者		本人（申込者）			明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
						明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込	<input type="checkbox"/> 60歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 原爆被害者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> ハンセン病 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者
------	---

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 小学校就学の始期に達するまでの者の世帯
--------	--

- 備考 1 該当する項目の□に△印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 3 昭和31年4月1日以前に生まれた人は、単身申込及び裁量階層世帯の「60歳以上」に該当する者として取り扱います。
 4 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

（裏面）

略

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・準特優賃・特別・特公賃)

香川県知事 殿

申請者 住所 (電話番号) 氏名
 一般入居
 登録入居

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号		入居希望住宅 県営住宅		団地 号室	所得金額 (年間)
	所在地	〒	年	月	日	棟		
ふりがな氏	氏名	続柄	年齢	年	月	日	扶養 障害 その他	職業
	本人		明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
世帯人員		人(一般, 単身, 老人, 母子, 父子, D.V., 犯罪被害者等, 障害者)世帯		合計				

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄の記載された住民票等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額 合計	所得金額 合計	差引所得 金額	基本 月収額 ÷12
38万× 万円	25万× 万円	10万× 万円	27万× 万円	27万× 万円	40万× 万円					
			1	0~104,000	特別 県営住宅	158,000を超~ 313,000以下	特 公 賃	158,000~259,000		
			2	104,001~123,000				259,001~350,000		
			3	123,001~139,000				350,001~487,000		
			4	139,001~158,000						
			一般 県営住宅 家賃							

第2号様式 (第8条の4関係)

(日本工業規格A列4番)
 県営住宅入居許可申請書 (一般・特別・特公賃)

香川県知事 殿

申請者 住所 (電話番号) 氏名
 一般入居
 登録入居

次のとおり、誓約及び同意の上、県営住宅に入居したいので申請します。
 申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居の許可を取り消されても異議がないことを誓約します。
 暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

勤務先 (連絡先)	名称		電話番号		入居希望住宅 県営住宅		団地 号室	所得金額 (年間)
	所在地	〒	年	月	日	棟		
ふりがな氏	氏名	続柄	年齢	年	月	日	扶養 障害 その他	職業
	本人		明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
			明大昭平				同居 別老扶 特特定	普通 特障 寡夫 寡婦
世帯人員		人(一般, 単身, 老人, 母子, 父子, D.V., 犯罪被害者等, 障害者)世帯		合計				

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 申請者との続柄を証明することができる書類(続柄の記載された住民票等)を添付してください。
 3 所得を証明することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 県税に滞納がないことを証する書類(県及び市町が発行する納税証明書)を添付してください。
 5 別居扶養親族がいる場合は、その方の被保険者証(健康保険証)を持参してください。
 6 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳(写し)を添付してください。
 7 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

認定額	親族	特定扶養	老扶老配	寡婦寡夫	普通障害	特別障害	控除額 合計	所得金額 合計	差引所得 金額	基本 月収額 ÷12
38万× 万円	20万× 万円	10万× 万円	27万× 万円	27万× 万円	40万× 万円					
			1	0~104,000	特別 県営住宅	158,000を超~ 313,000以下	特 公 賃	158,000~259,000		
			2	104,001~123,000				259,001~350,000		
			3	123,001~139,000				350,001~487,000		
			4	139,001~158,000						
			一般 県営住宅 家賃							

第3号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

県営住宅使用請書

入居指定日 年 月 日

年 月 日

香川県知事 殿

入居者 氏名 ㊟

県営住宅	所在地	市・郡 町 番地	
	住宅名	県営住宅	団地 棟 号室
	入居時の家賃	円	口座振替毎月27日 敷金 円

入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

また、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

連帯保証人は、入居者が遵守すべき事項を十分に理解し、入居者の債務について入居者と同一内容の責任があることを確認し、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

入居者及び連帯保証人は、上記の事項の履行等を証するため署名押印します。

入居者	住所	電話番号	
	氏名 ㊟	生年月日	年 月 日
	職業		
勤務先	所在地	電話番号	
	名称		
連帯保証人	住所	電話番号	
	氏名 ㊟	生年月日	年 月 日
	職業	入居者との間柄	
勤務先	所在地	電話番号	
	名称		

備考 1 太枠内は、記入しないでください。

2 入居者及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

鍵	鍵 個	氏名 ㊟
	受 領	年 月 日

（裏面）

略

第3号様式（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

（表面）

県営住宅使用請書

入居指定日 年 月 日

年 月 日

香川県知事 殿

使用者 氏名 ㊟

県営住宅	所在地	市・郡 町 番地	
	住宅名	県営住宅	団地 棟 号室
	入居時の家賃	円	口座振替毎月27日 敷金 円

上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、義務不履行があったときは、連帯保証人がこれを引き受け、履行します。

入居者又は同居しようとする親族が暴力団員であることが判明した場合は、速やかに県営住宅を明け渡すことを誓約します。また、入居の許可を取り消され、明渡し請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

上記の事項の履行等を証するため署名押印します。

入居者	本籍地		
	住所	電話番号	
	氏名 ㊟	生年月日	年 月 日
職業			
	勤務先	所在地	電話番号
名称			
連帯保証人	本籍地		
	住所	電話番号	
	氏名 ㊟	生年月日	年 月 日
職業		入居者との間柄	
	勤務先	所在地	電話番号
名称			

備考 1 太枠内は、記入しないでください。

2 入居者及び連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

鍵	鍵 個	氏名 ㊟
	受 領	年 月 日

（裏面）

略

第6号様式 (第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
 (電話番号)
 入居者 氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。

なお、入居者は、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、毎月の家賃、入居者が負担すべき修繕費、損害賠償金その他一切の債務（以下「入居者の債務」という。）を誠実に履行することを誓約します。

家賃を3月以上滞納した場合、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明した場合その他の香川県営住宅条例に規定する明渡請求事由に該当する場合は、入居の許可を取り消され、明渡しの請求及び損害賠償金の請求をされても異議はありません。

変更後の連帯保証人は、入居者が遵守すべき事項を十分に理解し、入居者の債務について入居者と同じ内容の責任があることを確認し、入居者の債務の不履行があったときは、連帯保証人が履行することを誓約します。

変 更 前	住 所		電 話 番 号	
	氏 名			
	職 業			
前	勤務先	所在地	電 話 番 号	
		名 称		
変 更 後	住 所		電 話 番 号	
	氏 名		㊟ 生 年 月 日	年 月 日
	職 業		入居者との 間 柄	
後	勤務先	所在地	電 話 番 号	
		名 称		
変更理由及び変更年月日				年 月 日

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

入力済確認欄	
--------	--

第6号様式 (第12条関係)

(日本工業規格A列4番)

連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
 (電話番号)
 入居者 氏名 ㊟

次のとおり連帯保証人を変更したいので申請します。

なお、上記の県営住宅の使用に当たっては、公営住宅法、公営住宅法施行令、香川県営住宅条例、香川県営住宅条例施行規則その他管理上の指示を遵守し、義務不履行があったときは、変更後の連帯保証人がこれを引き受け、履行します。

変 更 前	本 籍 地		
	住 所		電 話 番 号
	氏 名		
前	職 業		
	勤務先	所在地	電 話 番 号
名 称			
変 更 後	本 籍 地		
	住 所		電 話 番 号
	氏 名		㊟ 生 年 月 日
後	職 業		入居者との 間 柄
	勤務先	所在地	電 話 番 号
名 称			
変更理由及び変更年月日			年 月 日

- 備考 1 太枠内は、記入しないでください。
 2 連帯保証人の押印した印の印鑑登録証明書（発行後3月以内のもの）を添付してください。

入力済確認欄	
--------	--

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県営住宅条例施行規則第3条の2第1号及び第4条の2第3号の規定の適用については、この規則の施行の日前に56歳以上である者（同日において60歳以上である者を除く。）は、60歳以上である者とみなす。